

# 令和5年 第1回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和5年 第1回美瑛町農業委員会総会		
2 会 議 の 日 時	令和5年1月26日(木) 午前10時00分～午前10時43分		
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室		
4 会議の出席委員 (13名)	1 番	荒 川 博 彦	
	3 番	大 場 男	4 番 成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番 谷 口 学
	7 番	欠員	8 番 平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番 森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番 有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番 谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透	
5 欠席委員 (1名)	2 番	真 田 佳 則	
6 議事日程			
日程第1	総会会期の決定について		
日程第2	議事録署名委員の指名について		
日程第3	諸般の報告について		
日程第4 議案第1号	令和4年12月15日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について		
日程第5 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)		
日程第6 議案第3号	農用地利用集積計画(案)について(令和5年1月31日公告予定分)		
日程第7 議案第4号	農用地の買入協議に係る要請について		
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳		

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和5年第1回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議には2番、真田委員から欠席の届出が提出されております。よって、本日の会議の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 おはようございます。昨日からの雪でですね、皆さん朝から除雪大変だったかと思います。このようにご参集いただきありがとうございます。1月に入って第1回目の総会ということで、皆さんご存じのとおり、今年は統一地方選挙の年ということで、町長候補も2名立候補をするという話を伺っているところです。我々農業委員は、やっぱり町長から任命された立場ですので、これからですね、前面に出た選挙活動は、皆さん、どうか控えていただきたいなと思います。選挙ということで本当に私が1番心配しているのが、この小さい町が2分されるようなことには決してなってはならないということで、その辺が1番私は心配しているのですが、美瑛町のためという気持ちで2名の方が立候補しています。各皆さん個人個人、支持される方おられることかと思いますが、農業委員会の中では、感情的にならずに、仲の良い楽しい雰囲気を持ちつつ、これから4月までですね、応援をしていただきたいと思っております。

この後の委員協議会の話題にもなるんですけども、例年2月に3町の合同交流会が予定されているわけですけども、それも今年、東川が、町長選ということもありまして、まだやるかやらないかはっきりしてないところでございます。2月の末が投票日ということで、まだこれから向こうの東川の状況を見ながら調整していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。本日は、よろしく申し上げます。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、一日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【なしの声】

○議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、3番、大場委員、11番、打田委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。  
1番、令和4年12月1日、令和4年第11回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。  
2番、同じく12月1日、令和4年農友会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。  
3番、12月5日、美瑛町農業者年金相談会を開催し、会長外4委員が出席しております。  
4番、12月6日、令和4年度地区別農業委員等研修会が開催され、会長外11委員が出席しております。  
5番、12月9日、第59回美瑛町新農業人激励の集いが開催され、会長が出席しております。  
6番、12月15日から16日、美瑛町議会第7回定例会が開催され、会長が出席しております。  
7番、12月23日、美瑛町農業青年等研修会が開催され、会長外6委員が出席しております。  
8番、令和5年1月6日、美瑛町新年交礼会が開催され、会長外12委員が出席しております。  
9番、1月13日、上川地方農業委員会連合会第2回中央部ブロック会会議が開催され、会長が出席しております。

○議 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議 長 日程第4、議案第1号、令和4年12月15日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。

議案第1号、番号1番の件については、■番■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■委員の退席をお願いいた

します。

～退席後～

議案第 1 号、番号 1 番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に提出のあった、解約通知の成立状況の確認について。農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主、          さん。借主、                    さん外 6 件について、同法第 1 8 条第 1 項の但し書の規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号 1 番、土地の表示、字名、字      、地番                    うち、面積 7,000 平米につきましては、貸主、          さんから、借主、                    さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 5 年 1 月 1 1 日付けで合意解約です。後ほど議案第 3 号にて、北海道農業公社へ売買される予定です。

以上で説明を終わります。

○議長 長 これより議案第 1 号、番号 1 番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第 1 号、番号 1 番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長       委員の入場を認めます。

【      委員入場】

○議長 長       委員にお知らせいたします。

本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議長 長 続いて、議案第 1 号、番号 2 番から番号 7 番までの件については、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号 2 番、土地の表示、字      、地番                    外 1 2 筆、面積計 87,781 平米につきましては、貸主、          さんから、借主、                    さんへの農地法第 3 条による使用貸借でしたが、

令和4年12月15日付けで合意解約です。後ほど議案第2号にて贈与される予定です。

番号3番、土地の表示、字名、字[ ]、地番[ ]外10筆、面積計49,845平米につきましては、貸主、[ ]さんから、借主、[ ]さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和4年12月16日付けで合意解約です。後ほど議案第2号及び第3号にて、別の方へ贈与及び売買される予定です。

番号4番、土地の表示、字名、字[ ]、地番[ ]外2筆、面積計16,333平米につきましては、貸主、[ ]さんから、借主、[ ]さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和4年12月19日付けで合意解約です。後ほど議案第2号にて贈与される予定です。

番号5番、土地の表示、字名、字[ ]、地番[ ]外10筆、面積計69,634.09平米につきましては、貸主、[ ]さんから、借主、[ ]さんへの農地法第3条による貸貸借でしたが、令和4年12月28日付けで合意解約です。後ほど議案第2号にて売買される予定です。

番号6番。土地の表示、字名、字[ ]、地番[ ]外8筆、面積計93,876平米につきましては、貸主、[ ]さんから、借主、[ ]さんへの農地法第3条による貸貸借でしたが、令和5年1月10日付けで合意解約です。このうち一部については、後ほど議案第4号にて買入れ協議に係る要請がされる予定です。

番号7番、土地の表示、字名、字[ ]。地番[ ]外46筆、面積計347,240平米につきましては、貸主、[ ]さんから、借主、[ ]さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和5年1月12日付けで合意解約です。後ほど議案第2号にて贈与される予定です。

今回提出された7案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引渡し6か月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、貸貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 これより議案第1号、番号2番から番号7番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号2番から番号7番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。  
議案第2号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、それでは議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の件でございます。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のありました、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さん外7件の許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、この8件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため要件を全て満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。  
それでは、まず番号1番でございます。土地表示、字名、字■■■■、地番■■■■外2筆、面積計16,333平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請となっております。申請か所はJR美瑛から■■■■に6.2キロで、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。詳細につきましては議案4ページをご確認ください。以上で終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい、ただいまの事務局の説明のとおりであります。この件に関しましては、この■■■■さんが孫である。それに贈与したいということなので何も問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
**【なしの声】**
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番について、原案どおり決定することに

賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 はい。それでは番号2番でございます。土地表示、字名、字  
 ■■■■■、地番■■■■■、1筆、面積2,848平米につき  
 ましては、譲渡人、■■■■■さんから、譲受人、■■■■■さん  
 への贈与による所有権移転申請となっております。申請か所  
 は、JR美瑛駅から■■■■■に約4.3kmで権利設定の理由は、  
 譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に贈与したいと、譲受人  
 は、上記理由により承認願いますとのことでございます。詳細  
 につきましては議案5ページのほうをご確認ください。以上で  
 終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■■委員か  
 ら補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。■■■■■さんはで  
 すね、■■■■■さんのお父さんにあたりまして、今回、■■■■■  
 ■■■■さんは、事情により農業をリタイアするというので、■■■■■  
 ■■■■さんに、この農地についてはですね、あまり条件もよくな  
 い農地なので、贈与という形で■■■■■さんに贈与する形になりま  
 す。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
 これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります  
 す。発言のある方は、挙手願います。  
 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、  
 採決いたします。  
 議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定すること  
 に賛成の方は、挙手願います。  
 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号3番の件について、事務局から説  
 明をお願いします。

- 事務局 はい、それでは番号3番になります。土地表示、字名、字■■■■、地番■■■■、1筆、面積60平米になります。これにつきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請でございます。JR美瑛駅から申請か所は、JR美瑛駅から■■■■に約3.9キロの箇所です。権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に贈与したい。譲受人は、上記理由により承認願います、とのことでございます。詳細につきましては、議案6ページのほうを確認ください。以上で終わります。
- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい。ただいま事務局からの報告のとおりです。先ほどもお話ししましたが、■■■■さんの息子さんですか■■■■さんの離農に伴うもので、この案件はですね、水田地のちょっと三角地みたいなところで、農振除外地でもあり、条件がよくないということで、よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 続いて、議案第2号、番号4番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、続きまして4番でございます。土地表示、字名、字■■■■、地番■■■■外10筆、面積計69,634.09平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人に■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請か所はJR美瑛駅から■■■■に約8.5kmでございます。権利設定の理由は、譲渡人は譲受人の希望により当該農地を売りたい。譲受人は、上記理由により承認願います、とのことでございます。価格につきましては13,927,000円で10アール当たり200,000円となっております。詳細につきましては



は議案 7 ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい、今、事務局のほうから説明があったとおりでございます。■■■■さんより、息子さんが代表を務める■■■■さんへの売買ということで何ら問題はないかと思っておりますので、審議のほうよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第 2 号、番号 4 番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第 2 号、番号 4 番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第 2 号、番号 5 番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。番号 5 番、土地表示、字名、字■■■■。地番■■■■外 4 6 筆、面積計 347,240 平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請となっております。申請か所は J R 美瑛駅から■■■■に約 8.3 キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受に贈与したい、相続時精算課税の適用を受けたいということでございます。譲受人は、上記の理由により承認願いますとのことでございます。詳細につきましては、議案 8 ページ 9 ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。■■■■君は、■■■■さんの孫で 10 年前ぐらい前に、お父様が農業事故で亡くして、その後、高校卒業後、■■■■大学を卒業し、5 年前に、農家を手伝いようになりました。■■■■君はまだ若いのですが、

仕事は本当に真面目で、地域からも信頼され、これからを期待されている人物だと思っております。審議のほどよろしく願います。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号5番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号5番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第2号、番号6番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは番号6番になります。土地表示、字名、字■■■■、地番■■■■外6筆、面積計42,236平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請でございます。申請か所はJR美瑛駅から■■■■に2.8キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は土地売却のためとなっております。譲受人は経営規模安定のためとのことでございます。価格は11,340,000円で10アール当たり268,500円でございます。詳細につきましては議案10ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局のほうより説明のあったとおりでございます。■■■■さんは、亡くなられた■■■■さんの息子さんということでございまして、この息子さんは■■■■のほうで勤められるっているということでございます。そのため土地のほうがですね、■■■■さんに譲渡したいということなので、経営安定のためということで何ら問題ないかと思われま。どうぞ審議のほどよろしく願います。

○議 長 ありがとうございます。

これより議案第 2 号、番号 6 番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第 2 号、番号 6 番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 続いて、議案第 2 号、番号 7 番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事 務 局 はい。番号 7 番です。土地表示、字名、字■■■■、地番■■■■、1 筆、面積 792 平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請か所は J R 美瑛駅から■■■■に 7. 6 km で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願いますとのことでございます。価格は 80,000 円で 10 アール当たり 101,000 円となっております。詳細につきましては、議案 1 1 ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。この土地は、■■■■さんが購入する予定になっておりましたけど、登記簿が畑ということで、農業者年金の絡みもございまして、購入出来ないということで■■■■さんが買い入れるということになりました。何ら問題ないと思います。ご審議のほうよろしく願います。

- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第 2 号、番号 7 番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第2号、番号7番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号8番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。番号8番です。土地表示、字名、字■、地番■  
■外12筆、面積計87,781平米につきましては、譲渡人、  
■さんから、譲受人、■さんへの贈与による所有権  
移転申請となっております。申請か所はJR美瑛駅から■  
に約2.6キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該  
農地処分のため、譲受人に贈与したい、相続時精算課税の適用  
を受けたいということで、譲受人は、上記理由により承認願  
いますとのことでございます。詳細につきましては、議案12ペ  
ージのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■委員か  
ら補足説明をお願いします。
- 委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。贈与をして相続  
時精算課税制度に則って節税し、■さんが安心して営農して  
いくことができるようにということです。何ら問題ない  
と思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号8番の件について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、  
採決いたします。  
議案第2号、番号8番の件について、原案どおり決定すること  
に賛成の方は、挙手願います。
- 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に、日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画、案につ  
いて、令和5年1月31日公告予定分の件を議題とします。
- 議 長 議案第3号、番号1番から15番までの件については、一括  
して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、農用地利用集積計画案について、令和5年第1回、令和5年1月31日公告予定分、[REDACTED]さん外14件、改善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転5件、賃貸10件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番から4番につきましては、所有地処分に伴う売買です。

番号1番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、畑9筆、68,233平米、5,000,000円で10アール当たり73,000円です。

番号2番、字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、田10筆、46,997平米、8,554,000円で10アール当たり182,000円です。

番号3番、字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、田4筆、16,324平米、2,758,000円で10アール当たり169,000円です。

番号4番。字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの売買、畑1筆、19,665平米、2,753,000円で10アール当たり140,000円です。

番号5番につきましては、北海道農業公社による買入れです。番号5番、字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、公益財団法人北海道農業公社への売買、田1筆、11,561平米、2,659,000円で10アール当たり230,000円です。こちらの農地については、次回以降の総会で、新規就農の方へ貸付けがされる予定です。

番号6番及び7番につきましては、賃貸契約の更新です。

番号6番、字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、畑7筆、23,392平米、90,000円で10アール当たり4,000円です。期間は5年間です。

番号7番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田2筆、畑1筆、計22,690平米。227,000円で、10アール当たり田10,000円、畑10,000円です。期間は5年間です。

番号8番につきましては、受け手の経営規模拡大による賃貸借です。番号8番、字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、畑3筆、60,071平米。180,000円で10アール当たり3,000円です。期間は5年間です。

番号9番及び10番につきましては、公社の事業を利用するまでの賃貸借です。番号9番。字[ ]、[ ]さんから、字[ ]、[ ]さんへの賃貸借、田2筆、11,273平米、49,610円で10アール当たり4,000円です。期間は1年間です。

番号10番、字[ ]、[ ]さんから、字[ ]、[ ]さんへの賃貸借、畑6筆、62,675平米、193,050円で10アール当たり3,000円です。期間は1年間です。

番号11番から15番につきましては、北海道農業公社からの賃貸借です。番号11番、公益財団法人北海道農業公社から、[ ]さんへの賃貸借、畑3筆、80,405平米、135,080円で、10アール当たり2,000円です。期間は4年9か月です。

番号12番、公益財団法人北海道農業公社から字[ ]、[ ]さんへの賃貸借。田2筆、畑9筆、計71,579平米。157,400円で10アール当たり田3,000円、畑2,000円です。期間は4年9か月です。

番号13番、公益財団法人北海道農業公社から、字[ ]、[ ]さんへの賃貸借。畑1筆、31,452平米、62,900円で10アール当たり2,000円です。期間は4年9か月です。

番号14番。公益財団法人北海道農業公社から、字[ ]、[ ]さんへの賃貸借。畑12筆、76,536米、107,160円で10アール当たり1,000円です。期間は4年9か月です。

番号15番、公益財団法人北海道農業公社から、字[ ]、[ ]さんへの賃貸借。畑6筆、55,648平米。91,200円で10アール当たり2,000円です。期間は4年9か月です。

以上、設定を受ける者、15件、10名、5法人、設定をする者、15件、9名、6法人

田、21筆、119,064㎡、畑、58筆、539,437㎡、計、79筆、658,501㎡。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第3号、番号1番から番号15番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第3号、番号1番から番号15番までの件について、原

案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に、日程第7、議案第4号、農用地の買入協議に係る要請について、の件を議題とします。
- 議 長 議案第4号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農用地の買入れ協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係る斡旋の申出があった[ ]さんの農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第2項に基づき、美瑛町から土地所有者に対して同公社が買入れの協議を行う旨の通知をされるよう、同法第16条第1項の規定に基づき、美瑛町に要請するため、審議をお願いいたします。なお、本日この要請が決定されると、農業委員会から、美瑛町長に要請を行い、要請を受けた町が、基本構想をもとに、申出者と公社に買入協議の通知をすることになります。また今後の手続につきましては、土地所有者が町から買入れ協議の通知を受けてから3週間の間に買入協議を行うことになります。
- 番号1番、申出者は、[ ]、[ ]さん、農用地は、字[ ]外5筆、面積計88,412平米、申出年月日は令和5年1月10日で、借受け予定者は、字[ ]、[ ]さんです。今回審議をいただいた案件につきましては、買入協議が成立しますと、次回3月3日の総会で集積計画にて公社へ売買され、3月31日以降の総会で、認定農業者の方への貸付けが始まることとなります。以上で説明を終わります。
- 議 長 これより、議案第4号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
- 議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
- 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議長 以上で、本日の議案の審議事項は、すべて終了いたしました。  
以上をもちまして、令和5年、第1回美瑛町農業委員会総会  
を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を  
整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印  
する。

令和 5年 1月26日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

大 場 男

美瑛町農業委員

打 田 佳 史